

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成24年 9月20日 開会 9時58分 閉会 11時47分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

上野安是 西田久志 佐藤豊 井口勇

森下金三 鳥越孝太郎 藤原正己

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 委員外議員 三輪順治

(3) 説明員

副市長 三宅生一 市民生活部長 国末博之

健康福祉部長 大元一高 市民生活部次長 笠行眞太郎

市民生活部参与 金高常泰 健康福祉部次長 大月仁志

健康福祉部参与 三宅道雄 病院事務部長 北村宗則

市民課長 川田純士 子育て支援課長 谷本悦久

保健センター所長 山本高史 偕楽園長 福島秀裕

健康福祉部参事 柚野裕正 甲南保育園長 三宅信子

芳井保育園長 松山睦美 保健センター参事 大元邦彦

芳井支所長 笹井洋 美星支所長 小出堅治

病院事務部庶務課長 猪原忠教 病院事務部医事課長 藤井秀典

市民課長補佐 橋本良啓 福祉課高齢者福祉係長 立花計志

(4) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 渡辺聡司

主任主事 平川貴章

### 6. 傍聴者

(1) 議員 坊野公治、藤原浩司、簗戸利昭、馬越宏芳、三輪順治、水野忠範、  
河合建志、川上 泉、森本典夫

(2) 一般 0名

7. 発言の概要

**委員長（上野安是君）** ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

**副市長（三宅生一君）** 改めまして、皆さんにおはようございます。

けさの新聞を見ておりますと、中国のサイバー攻撃ではないかと、あるいは県内の地価の下落、県内平均2.6%マイナス、当井原市においては平均で3.2%マイナスということ、それから隣の笠岡では倉庫で女性の遺体が発見され、逮捕されたということもありましたが、あるいは当市の市議会の議員定数を20へ削減したらという案、こういった新聞の記事で、非常に市民に直結したそういったものが盛りだくさんだなというふうにも思ったところであります。社会は確実に動いているんだなというふうにも思った次第であります。

そうした中、本委員会、市民福祉委員会には、皆様方にはご多用の中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。この委員会に付託をされております案件は、条例案が3件ということでありまして、皆様方には慎重に審議をしていただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうにも思っているところであります。

なお、お手元に平成24年9月市議会定例会報告事項というものをお配りいたしておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第57号 井原市防災会議条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

**委員（森下金三君）** 本会議でご説明をいただいたんですが、十分聞いてなかった点があったかもしれないので、再度お伺いをいたします。

今まである6名を8人以内とするということで、2名追加になつとるわけですが、この2名を追加したのは芳井、美星の各支所からというふうにお聞きしました。その2名を追加した、しなければいけないという理由をまずお聞かせ願ひたいと思います。

それと、今まで何人で全て構成をされておったのかということをお聞かせ願ひたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 委員でございますが、職員が、現在が総務部長、市民

生活部長、それから健康福祉部長、建設経済部長、水道部長の5名でございました。これを、今回お話ししたとおり、芳井支所とそれから美星支所の職員を各1名ということでございます。支所の、いわゆる地域に最も近い支所でもっていろいろな情報をこの防災会議の中で情報収集をするという、強化を図ると、こういう意味でございます。

**委員（森下金三君）** 支所の中から1名ということになると、そりゃ支所長の権限でお願いをするという、それが女性であれ男性であれ、支所がそれに当たるということではないというふうに思えばいいですか。支所の中の誰かということですか、1名ということは。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 支所の支所長兩名を考えております。

**委員（森下金三君）** わかりました。

それと、防災会議の委員ということがこの間もちょっと質問か何か出とった警察署の署長とか消防長、それと消防団長とか、それぞれの充て職がされとるわけですが、その中に委員会の専門委員というのが防災会議の委員の中にはおられますね。その専門委員をどういう意味でこの方たちが専門委員かと、今現在の専門委員がおられるのは、井原市婦人防火クラブの会長、井原市男女共同参画ネットワーク会長、これが専門委員というふうには、私は防災の専門というふうに今まで思ってたんですけどが、果たしてこの方たちが防災に関する専門的な知識を持っておられて当てておられるのか、その辺についてのことをひとつお願いしたい。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 専門委員の先ほどご紹介されたお二人でございますが、これにつきましては東日本大震災の今回の被災を受けて避難所でさまざまな課題が生じたということが新聞等で報道されております。国においても、そのあたりを今後の防災対策に生かしていかなければならないというようなことで、これは特には女性の特有の例えば授乳であったり、それから更衣の問題であったり、保健や衛生の問題であったりという本当に被災者の中にも半数以上が女性がいらっしゃるわけで、そういった方々の十分な配慮がされてなかったんじゃないかというあたりのことを国のほうから指摘をされております。そういったものを踏まえまして、本市でもこの井原市の防災について女性の視点をぜひとも取り入れようということで、このお二人をお願いをして今ご意見を伺っておるところでございます。

以上です。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

そうすると、この方々に対して防災と、いざ災害が起きたときに炊き出しとかいろんな更衣とかという女性の立場に立っていろんな意見を言うという立場、そりゃ間違ったことじゃない、そりゃ必要だろうと思います。その点に対して、いろんなことの知識をいろんな情報を市のほうから与えるためには、防災会議というものを例えば定期的に持っておられるのか、その必要に応じて防災会議の委員を招集されるのか、その辺はどんなんです。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 防災会議は、もうご承知のとおり、災害が発生したときに応急的にどのようにするか、それから市民へどのように安全確保のために対応をとるかということ合議で検討する、方向性を出すということが大きな使命になっております。ですから、そういったことの充実を図るためにこの防災会議を必要に応じて開催をするということになっております。先ほど申しましたように、これは定期的にとということではなくて必要に応じてということでございますが、今後そういった防災会議の開催についても今後さらに充実をしていく必要があるかなということは今検討をしております。

**委員（森下金三君）** 確かにそのとおりだと思いますけど、私は素人として考えたときに、専門委員、私一般質問したときに、防災というのは武力攻撃も入るんだというようなことも言われたようにたしか記憶してはるんですが、間違うとったらごめんなさい。武力攻撃、特に今非常に日本、中国との関係が非常にそれこそおかしな状況になっておるというようなことで、例えば武力攻撃もそういうことに入らば、例えば私再三言っというように、専門委員として自衛官のOBとか警察官のOB、消防署の職員のOB、そういうものたちを専門委員へ入れて、同じように協議をしていくことが必要ではないかと思うんです。専門委員、この防災会議の委員の定数というものは上限が今ふえると2名追加されたわけじゃけど、可能性としたらふやしてでもそういうような専門的な立場の人も入れてそういう協議をして、市民の安全・安心を守るためには必要ではないかと思うんですが、その点どういふふうにお考えですか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 今、専門委員の中へそういった自衛隊のOBの方、いわゆる……。

**委員（森下金三君）** 現職でもえんですよ。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** はい。実は、そういった専門的な見地から、我々は岡山県の危機管理課のほうへ防災の専門の方を実は県のほうが雇用しとりまして、そこから専門的ないろいろ指導、助言を日ごろから受けております。今ご指摘のように、この市の、井原市のこの対策、防災会議の中の専門委員へこういった市内在住の方ですかね、そういった方のご提言でございますが、これについては今後検討といいますか、参考にさせていただきたい、このように思います。

**委員（森下金三君）** ぜひそういった自衛隊のOBなんか非常に優秀な人が退職されて、そういう防災に関しては専門知識持とられる人がおられますんで、ぜひともそういうことを考えて今後検討していただきたいということをお願いをしまして、終わります。

**委員（佐藤 豊君）** 今回の議案は、行政サイドの体制を整備ということで、芳井と美星に新しく防災会議のメンバーを加えて市域全体の防災力を向上していこうという取り組みだというふうにあります。それプラス、先ほど来話がありましたように、防災会議のメンバー

ですね、行政サイド以外のメンバーの方々が、災害が起きたとき、また随時ということも今言われてましたけれども、今回の芳井の堤防決壊を想定した避難訓練後にそういった取り組みを反省点が出たと思うんですね、いい意味でも、悪い意味でも。そういったところを早目に、そういった図上でもいいですからテーブルの上でみんな来ていただいて早目に認識を共有する、やっぱそういう防災会議というものをやっついていかないと、ただメンバーをそろえました、こういう方が、そのメンバーですよ、いざというときにはこの方はこういうふうな取り組みしてもらいますよでは本当の力ある防災会議になっていかないんじゃないかというに思うんですが、その点の考えについてだけお聞かせ願いたいと思います。今後の取り組みです。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）**　ご指摘のように、この防災会議、市民の生命、財産を災害から守っていかう、万一災害発生した場合には減災をしていかうというのがもともとのポイントでございますので、今おっしゃられた防災についての課題を共有といたしますか、認識をして、この防災に市民みんなで考えていく、幅広い意見を共有していくということは、ご指摘のように、大変に重要なことでございますので、今後ともそういった方向で進めていきたい、考えていきたい、このように思います。

**委員（佐藤 豊君）**　終わります。

**委員長（上野安是君）**　傍聴されている三輪議員より発言の申し出がありました。  
発言を許可することにご異議ございませんか。

#### 〈異議なし〉

**委員外議員（三輪順治君）**　ありがとうございました。

お許しをいただきましたので、2点質問いたします。

まず、条例改正案の第2条第2号の（2）の市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すると、こう書いてありますが、改正前の条例を見ますと、こう書いてあるんですね。市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集することと、こうあるんですが、この重要事項というのは、これらを含めましてどういうことが想定されるのかというのを教えていただくことが、まず1点。

それからもう一点は、先ほど来防災会議のメンバーが議論になってますが、今回の災害対策基本法の改正に際して衆参ともに附帯決議があったのはご存じと思うんです。メンバーに女性とか障害者とか高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるようということで、既に学識経験とか自主防災が入っておりますが、こういった大地震の教訓を受けた法改正をもとに井原市で考える場合にそういう視点は結果的にはないんです

が、どういう考えで現在はそういうふうに整理されたのでしょうか。2点お伺いいたします。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 2条の2号の関係のご質問1点目でございますが、市長の諮問に応じて市の市域に係る防災に関する重要事項を審議するという項でございます。

これは、従前でございますが、市町村の防災会議の中での所掌事務といたしまして、災害が発生した場合には防災に関する情報収集をすることが所掌事務として決められておりましたが、これに対しまして災害発生時にその防災会議で災害に係る情報収集を行うよりも災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であるというふうな考えのもとに、防災会議と災害対策本部の所掌事務についてこの見直しをこの法律の中で今回行ったということを受けての改正をするということでございます。

防災に関する重要事項の審議についてでございますが、災害に関する諮問的機関としての機能強化を図るということで参画をいただいて、多様な意見をここでお聞きをして、これを、ここで書いとります重要事項、市民からの多様な意見が重要なことと、身近な問題がですね、というあたりをここで審議をしていただくということでございます。

女性とそれから高齢者等の多様なメンバーというふうなお話でございましたが、先ほど申し上げましたとおり、婦人防火クラブの会長さん、それから男女ネットワークの会長さん、この方たちの女性の視点から防災についてご提言をいただきたいということでおります。そのほかにも、今後自主防災組織の代表の方もこの防災会議への参画を検討をしていきたい、このように思っております。

**委員外議員（三輪順治君）** 2点目につきましては、拡張の余地があるというやに今お聞きしましたので、ぜひこの昨年の大震災の教訓を踏まえ、それぞれに機能化するようにお願いしたいと思います。

それから、1点目に質問しました重要事項については、防災に関する重要事項、想定されるものをお聞きしたんですが、お答えが全くないので、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** これも、先ほど申しましたとおり、減災をするためにどうあればいいのかというあたりですね。特に、公助はもちろんでございますけども、みずからの命をみずから守るという自助の部分、これの例えば家具の転倒を個人でできることは転倒防止をやるとか、それから共助の部分ではお互いに地域の防災力を向上して、その減災に努めていくとか、そういったあたりの具体的な内容をどうすればこれが広がっていくのかというあたりを我々も真剣に考えていく、それから市民の方にもそういったことをお訴えをし、ご説明をし、この啓発に努めていかなければなりません、そういった防災に関する内容、減災のためにどうすればいいのかというあたりのこと、内容をいろいろご意見をいただ

こうと、こういうものでございます。

**委員外議員（三輪順治君）** 幾らか見えてきましたけども、この条例が具体的に発動した際に、あるいは成立した後、防災会議開かれると思います、新しいメンバーを含めてですね。やはり市長の諮問ということでもありますから、通常リスク管理ってのは行政のトップマネジメントとしてはお考えになってることだろうと思います。特に、防災の意識が高まりつつある今日、いろんな側面からあらかじめ想定される僕は重要事項があるんじゃないかと思ってお聞きしたんです。今お聞きしたら、何かご準備ないよということか、ありません、私に成り代わってすればいいので、やはりこれは次に防災会議開かれるまでに重要事項を何点か並べて、各委員さんから期待される意見もありましょうし、行政の主導でお進めになる場合もありましょう。基本は、防災会議でお決めになるわけですから、ぜひこの重要事項というのを整理できるだけして、具体的かつ現実味のある、地域の実情に応じたそういったものが審議されますようにきょうはお願いして終わります。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第58号 井原市災害対策本部条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第59号 井原市災害救助条例の一部を改正する条例について〉

## 〈質疑〉

**委員（鳥越孝太郎君）** この議案第59号の井原市災害救助条例の一部の改正でありますけれども、この提案の理由の中に、岡山県災害救助対策費補助金交付金要綱の一部改正に伴いというふうに提案理由がありますけれども、この岡山県の災害救助対策費補助金交付要綱がどう変わったのか、なぜ変わったのか、そのあたりをまずお聞かせいただきたいと思ます。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** この岡山県の災害救助法の補助要綱でございますが、国の災害救助法にかからない、そこまでの被害にならない災害に対しまして災害救助を行うための補助要綱として県が定めているものでございます。内容につきましては、災害救助法の改正内容をそのまま取り入れております。したがって、市の今回の改正内容につきましても、県の改正内容をそのまま変更したものでございます。

以上です。

**委員（鳥越孝太郎君）** 今回の変更内容を見ますと、この応急仮設住宅の場合が増額が1万4,000円の増額、それから被服関係でありますけれども、これが100円から200円の差となっております。それから、第14項の障害物の除去、これについてもわずか300円ぐらい何かマイナスになっておりますけれども、こうした改正が今まで毎年のように行われてきましたね。特に、過去を見てみますと、平成19年の改正では、仮設住宅の関係でありますけれども、これが249万8,000円以内を232万6,000円、17万2,000円の減額になってます。それから、平成20年では、同じ仮設住宅の関係でありますけれども、232万6,000円以内を236万6,000円ということで4万円の増額、それから平成21年では同じ仮設費の関係で、236万6,000円以内を240万4,000円ということで3万8,000の増額、平成23年では240万4,000円以内を238万7,000円以内ということで1万7,000円の減額、それから今回の改正では1万4,000円の増額ということで、もうふえたり減ったり、ふえたり減ったりを繰り返したわけですね。こうしたことで、結局事務量がふえるだけで何ら本当にこんだけのものが必要なんだということの本質が見えてこないんでありますけれども、なぜこういうふうになるのか、これは井原市の条例でありますから井原市独自で決めればよいことであって、国に準拠する必要性が本当にあるのかどうか、このあたりをもう一度お聞かせいただきたいと思ます。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 災害救助法の金額等につきましては、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正ということによりまして基準額は改められとります。この改める理由としましては、消費者物価指数、それから建設費指数



の物価スライド等によりまして国が定めております。県におきましては、その基準をもとに、県の補助要綱により同じ金額にまた定めておるところであります。当然、県内同一の補助対象、補助の実施方法ということで、市としましては県の補助要綱に準じて、その都度改正を行っているところであります。

以上です。

**委員（鳥越孝太郎君）** ただいま答弁では、建築指数とか物価スライドによって改正されるということでもありますけれども、これは井原市の条例でありますから、これを井原市独自で本当に必要な金額をもう一遍見直して金額を設定するとかということにはならないのでしょうか。

それと、これは実際に支出するときには、これは国からの負担金というのはあるのかなのか、この辺もちょっとお知らせいただきたいと思います。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 市独自で消費者物価指数であるとか建築費指数、また物価スライドというのを積算するのは困難と考えとりまして、県、国に準じてるところでございます。

それから、災害救助法が適用された場合は、国が全額持ちます。それ以下の災害の場合、県の補助要綱で定めてるものにつきましては県が補助率2分の1で補助するものでございます。

以上です。

**委員（鳥越孝太郎君）** わかりました。

これは、国の災害基準法に準じない形での県の補助要綱ということで、2分の1の県からの補助があるということでございますので、ある程度県の基準に準拠しなければいけないのかなあというふうには認識いたしました。

それから、この14項の障害物の除去についてでありますけれども、これが1世帯当たり13万4,200円以内から今回300円減額の13万3,900円以内ということでありますが、この横に災害発生の日から10日以内に完了ということで明記してありますけれども、これは10日以内に完了しないとこの補助基準には当てはまらないという意味でよろしいのでしょうか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 条例で定めています以上、基本的にはそういうことになります。

**委員（鳥越孝太郎君）** 基本的にはそうだろうと思いますけれども、大きな災害になった場合には、例えば土砂崩れがありましたよと、それを除去するのに果たして広域であった場合には10日以内でできるのかどうか、例えば何カ所もあった場合には重機なんかでも限度がありますよね。その場合に順番待ちとかということもありますので、10日以内というの

は、これは少し厳し過ぎるのではないかなというふうに思いますけれども、このあたり所見をお伺いします。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** その14の後ろに、やむを得ない事情がある場合は、市長の承認を得て期間を延長することができるということで、弾力的に運用することは可能でございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** わかりました。

それからもう一点、この横に書いてありますように、みずからの資力を持って障害物を除去することができないものということで書いてありますけれども、お金のある人はこの補助金が出ないということになるのでしょうか。それとも、この定義あるいは具体的な事例についてまたお知らせいただきたいと思います。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 災害時には、一番に住宅の修復とか、それから生活するための障害物の除去というのは一番最初に必要であろうと思います。したがって、各個人が基本的には最初にもうそういうことに取りかかっていただけのものでしょうか、どうしても災害でできない場合には、みずからの資力をもってできない、障害物を除去することができないものを対象にするということで、基本的には自助を一番的に考えていると考えられます。

**委員（鳥越孝太郎君）** 濟いませぬ。意味がよくわからなかった、もう一度お願いします。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 条例のところに書いてありますとおり、みずからの資力をもって障害物を除去することができないものを対象としておるわけでございますから、基本的にはそういう方を対象に障害物の除去を行う、この金額をもって行うということでございます。当然資力があつたり人力がある場合には、個人で取っていただくということが基本になると考えております。

**委員（鳥越孝太郎君）** 今、次長の説明では、みずから体力があつたり、あるいはお金がある人はこの対象にはならないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** はい、そのとおりだと思います。

**委員（鳥越孝太郎君）** その辺のあるなしの適用は、例えば所得で決めるのか、そのあたりは誰がどういうふうにするんですか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** その状況を見ながら、市が決定していくことになってまいります。

**委員（鳥越孝太郎君）** 市が決定ということは、市長が決定ということになると思いますけれども、副市長、それでよろしいのでしょうか。

**副市長（三宅生一君）** 先ほど来申し上げているとおりです。

**委員（鳥越孝太郎君）** なかなかその判断難しいとこでありますけども、条例に書いてあるとおりということで、理解をさせていただきたいと思います。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈所管事務調査〉

〈介護保険計画について〉

**委員（森下金三君）** それでは、お尋ねを申し上げます。

介護保険計画についてということでございますが、井原市が第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ということを発表されまして、その中にあります施設整備の計画についてをお尋ねしたいと思います。

5期計画では、平成25年度に広域型介護老人福祉施設70床を整備する予定としておりますということでございますが、24年度中に公募をかけ、そして年内に決定をしていくということでございます。

それで、今の現在の状況として、もう公募は締め切られておるのかどうか、それと決定をどういう選定基準でこの業者、そして公募されたのは何社あって、それでその中に市内業者がどのぐらいあるのか、また市外業者がどのぐらいあるのかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** このたび、5期の計画に基づきまして24年度で広報等で募集しましたのが、グループホームと、それから先ほどご質問にございました特別養護老人ホームでございます。特別養護老人ホームにつきましては、県が指定権者でございますので、市はあくまでもその選考に当たっての参考意見を述べるという立場であるということにご留意いただきたいと思います。

それでは、ちょっと募集の経過等についてご説明を申し上げます。

まず、市の4月号広報並びにホームページのほうで、6月29日を締め切りといたしました

て応募いたしましたところ、市内に本拠を置く者3、市外に本拠を置く者1の合計4社からのご応募がございました。その中で、その上で市のほうの意見を付するに当たりまして、書類審査と並びにヒアリング審査を行いまして、その意見を調整する作業を行ったというところでございます。

応募者のお名前のほうも申し上げたいと思いますけれども、まず社会福祉法人のセイビ福祉会さん、市内の事業者さんでございまして。それから、同じ市内事業者さんで、社会福祉法人の恭和会さん。それから、これから社会福祉法人を設立なさいます予定でございましてけれども、同じく市内でございまして、秀和会、秀でるの「秀」に、それから平和の「和」でございまして、設立準備会さん。それから、市外の業者でございましてけれども、赤磐市に本拠を置かれます社会福祉法人久赤会、久しいに赤い会、この4社でございまして。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

選定はあくまでも県にあるということですが、意見書をつけて出す。大体井原市としては、内容が言えれば、どういう意見書というか、こういう場所にもよろうし、そういういろんな経営内容とかそういうこともあろうかと思うんですが、井原市としての意見書というのはどこを主に重点的に考えられて、この4社の中から意見書を提出されるのか、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** 4社の中というふうにお話がございましたけれども、4社全てにつきまして意見書をつけて県のほうに進達いたします。そのことでございましてけれども、4社応募がございまして、このたび市のほうといたしましては、その施設の運営方針ですとかあるいは土地の取得状況あるいは施設の整備内容等につきまして書類審査なりヒアリングのほうで聞き取りを行ったりします。それで、他の事業者との観点で優劣が明らかな点につきましてそれぞれにコメントを添えて県のほうへ提出するという形になってございまして。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

おっしゃることは、市としてはこの業者が適任というような意見書ではなく、全ていろいろこれはこうです、あれですというような形で出されるということですね。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** お見込みのとおりでございまして。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

それと、今後の計画ですが、県が選定されるということは、選定は県が決めていくというような形になるということを確認しました。

それに補足して、例えば県の補助金、例えば1床当たり県が大体どのくらいぐらいな補助金が出るのか、ちょっと聞いたようなけどが忘れまして、お聞かせ願いたいと思います。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** 平成25年度の県補助金の基準額でございましてけれども、

今承知しておるところでは1床当たり284万8,000円、これが70床でございますので、合計いたしますと1億9,936万円になろうかというふうに考えております。

それから、県の事務手続でございますけども、市の進達を受けまして本年末をめどに事業者のほうを選定したいと、公表は県の予算公表時期に合わせて事業者宛てには内定通知を送りたいというふうに考えてるというふうに聞いております。

以上でございます。

**委員（森下金三君）** わかりました。

よろしいです。

**委員（鳥越孝太郎君）** グループホームの公募状況についてお尋ねしたいと思いますが、まずどのぐらい公募があったのか、それからもう決定されてると思いますけども、その名前の公表、そしてその理由、この点についてまずお知らせいただきたいと思います。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** グループホームにつきましても、4月号の広報で特別養護老人ホームと同様に公募いたしました。締め切りは6月29日でございます。結果といたしまして、6社からご応募がございました。6社のうち3社が市内、3社が市外でございます。このうちで、市の募集基準を満たさない事業者さんがお二方いらっしゃいましたので、正式に応募として受理いたしましたのは4件でございます。

4件のお名前を申し上げますと、高屋町にございます株式会社なかよしさん、それから倉敷市玉島に本拠を置かれますドルフィン・エイドさん、市内では有料老人ホームをご経営でございます。それから、広島市西区に本拠を置きますサンキ・ウエルビィさん、こちらのほうも市内で既にグループホームのほうを経営なさっておられます。それから、福山市駅家町に本拠を置かれます有限会社オーリーブハウスさん、以上4社でございます。

これで、応募書類につきまして書類審査を行いまして、その後にヒアリング審査を行いました。その結果、なかよしさん、高屋町なかよしさんが候補事業者として選定をされております。選定された事業者につきましては、8月16日開催の井原市地域密着サービスの運営協議会のほうに付議いたしまして、ご承認いただきましたので、8月16日付、同日付で同業者関係者宛てに結果のほうを通知させていただいておるところでございます。

以上でございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** 4社受け付けをされまして、最終的になかよしさんで決定ということでもありますけれども、この理由ですね。決定した理由、一番大きな最大の理由は何だったのか。それぞれ点数でいったとは思いますが、あとは市外業者さんなんですが、市内優先ということでもよろしいんでしょうか、それともほかに何か理由があるんでしょうか。そのあたりをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** 書類審査、ヒアリング審査ともに、それぞれ質問項目を

設けて配点いたしております。当然、今ほどご質問ございましたように、市内の事業者さんに有利になるような配点にはさせていただいております。その中で、総合得点の上でなかよしさんがトップであったということでございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** 市内事業者さんが受けられるということで、大変結構だというふうに思いますけれども、この公募の予定を見ますと、一応平成24年度内に建設して開設ということを書いてありますけれども、そのようにスケジュールは進むのでしょうか。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** こちらのほうは、県の補助事業を受けてということになりますんで非常にタイトな日程にはなりますけれども、2月中には建設工事を終わられまして3月1日から開設をしたいというふうにご予定で進んでおるといふふうに聞いております。

**委員（鳥越孝太郎君）** はい、わかりました。

それから、特養の関係ですけれども、先ほど課長の説明では4社全てにコメントをつけて県へ提出したというふうに言われましたが、私の認識では市が1社を推薦して県へ提出するというふうに私認識してたんですけれども、それは私の認識違いますかね。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** あくまでも事業者さんの決定権限は県のほうにございますので、市のほうとして4社ともにそれぞれに対する市の意見を付しまして県の方に送らせていただいております。県のほうもそれで大丈夫ということでございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** 一応、これは市のほうで審査はしたわけでしょう。今の得点数とか、そういうふうなもの、審査したものを県に出されたわけですから、全く、コメントはそれぞれあると思いますけれども、得点はそれぞれ違うというふうに思うんですけども、それはそれでいいのでしょうか。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** 得点という形で県のほうに進達はいたしておりません。あくまでも、他に比べてすぐれている点、あるいは問題がある点等につきまして市の率直なコメントを添えさせていただいて、県のほうに進達させていただいております。

**委員（鳥越孝太郎君）** では、確認でありますけれども、例えば4社のうち、ここが一番優秀である、推薦しますよというような県への出し方ではないということによろしいんですね。

**健康福祉部参与（三宅道雄君）** おっしゃるとおりでございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** はい、わかりました。

〈なし〉

〈小田川決壊を想定した避難訓練について〉

**委員（森下金三君）** 先日、芳井町において避難訓練ということで、小田川決壊ということでした。そのことにつきまして、初めてされたわけで、市もいろんな状況、いい面、悪い面が出たと思うし、また市民からも芳井町の人からもいろんな反省点、そういうもんが出たと思うんですが、主に住民から出た反省点というのが出ると思うんですが、それについてまずお聞かせ願いたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** これにつきましては、今月の9月号の広報へ詳しく…

**委員（森下金三君）** ああ、そうですか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** はい。ここの訓練を終えてどうであったかというあたりの避難後の芳井町の与井地区と佐原地区の意見交換会というのを持っておりますが、そこで出た意見をここへ重立ったものを列挙いたしております。それから、そのほかに訓練を終えてアンケート調査も実施をいたしました、その結果もまとめて掲載をさせていただきます。

課題や問題点、それからよかったことも含めてですが、ちょっとご紹介をさせていただきますと、避難準備情報であったり、それから勧告、避難指示の言葉の意味が十分わからないというあたりのこと、それから自治会の中へ災害時の緊急連絡網の整備をしてないんで、これを早急にする必要があるということ、それから増水した川を渡っての避難ということで今回やりましたけども、この増水した橋を渡るというのは、非常に危険ということで不安の思いがあられて、地域内に安全な避難施設が必要だというあたりのこと、それから災害時要援護者の把握をあらかじめしておく必要があるなというあたりのご意見、それから災害に備えて家族で今まで話をしたことないけども、そういったことも今後していきたいというような意見交換の中で出ております。

それから、アンケートの中では、今回参加してよかったと言われる方が65%、それからスムーズな避難ができたかという問いに対しては74%ができた、それから訓練の必要性について必要であると答えられた方が85%、それから自主防災組織の必要性については必要と回答された方が82%ということで、極めてこの訓練を通じて防災意識の高まりを感じております。今後も、皆さん方からこういうご提案されたご意見等を生かしながら、本会議でも申しましたとおり、工夫改善を図りながら効果的な避難訓練を今後も続けていきたい、このように考えております。

以上です。

**委員（森下金三君）** 与井の自治連合会長さんとその後お話をちょっと、立ち話ですけど、させてもらったときに、まず訓練をしたということについてはよかったと、ただし、や

る方法、やり方については甚だ疑問もあるということで。へえで、終わった後、いろんな人からたまに聞くんですけど、今回の反省点として私は常々災害に遭うというのは夜であるか昼か全くわからないわけであるし、そういう防災の意識、そういうのを持たすためには、なぜ今後の反省として学校、小学校の子供、親、そういうもんに対しての呼びかけというのが、この市から教育委員会を通じてこういう訓練をするからぜひ参加するよというように言われたのかどうかということにはわかりませんが、実は避難訓練をやるときに私もどういう状況をするのかなというて見に行きました。行きようる途中で、小学校の子はこういうこととか親は関心も持たずにリュックサック負ってバスを待ちようというような状況では私はだめだと思うんで、今後するときにはそういう人たち全員を巻き込んでやるということと、もう一つ下流である築瀬、梶江地区という人からもこの間いうて、危ねえなあ、与井や佐原とかなら梶江のほうはもうつかつとらあと、なぜそこら辺をもう少し我々にもそういうことを言わなかったのか。これは、自治会、私は会議をするときにのぞかせてもろうたときに、他の自治会の人には余り乗る気もなかったか返答もなかったか意識がなかったかというようなこともあったわけですが、今後もしそういうことをやられるときには、そうしたところをまず考えるということも必要である。

またもう一点、橋を渡るのが、何でああいう危ねえ、増水しとるのを橋を渡っていくというのは、訓練というよりも死にに行くようなもんだと。へえで、地形的に見て、中学校側、中学校というんか、生涯学習のあった側と佐原の側とのどちらが高低差があると思われます。どっちが高いか低いか。その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 小田川の左岸側が低いということになります。

委員（森下金三君） 左岸というと、どっちから見ても、下から出ると……。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 上流からの、上流。

委員（森下金三君） だから、中学校、学校側のほうか、佐原の地区のほう。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 佐原の商店街の……。

委員（森下金三君） ほうが低い。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） はい。

委員（森下金三君） 地元の人に聞くと、中学校のほうが低い言うた。というのは、昔はあそこは水だまりというて、洪水が出たらそっちへ行って水がたまりようた。高低差からいうと、中学校というか、学校のある側のほうが低いということが地元がおっしゃられる、なぜ高いとつから低いほうへ行くのかというようなことをおっしゃられるわけ。その辺の地形的なことも、もう少し詳しく市として把握して、やってもらいたいということでございます。

それともう一個、新たに避難所をJ Aと、ありゃあ富士ベークさんですか、2カ所お願い



をしたということですが、まずその願いをしたということについては市民に周知徹底をしていただきたいということと、鍵の保管はどこがするのか。夜起きるかもしれんし昼起きるかもわからん、そういう点についても、今現在では契約されたわけですから、鍵の管理、いざ避難せえというときには誰がどういうふうな形で鍵をあけ、避難誘導をしていくのかということですが、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 具体的な避難所の鍵の解錠を誰がするかということですが、これは当該の地区へお勤めの社員の方へ会社のほうから既にお決めにいただいておりますというふうにお聞きをします。まだそのお名前のご報告は承っておりませんが、先ほど出ました夜間等については、それから会社の休業日、これについてはその地区の従業員の方が鍵をあけられるということで承っております。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

いつの時点で避難をするというのは、市のほうから避難勧告が出た場合にそういうふうな形にとられるのか、そういうんと、もっと自主防災組織という立ち上げでやるのは自治会なんかを中心としてやられるわけですから、自治会の役員が年々かわられるわけです、年々、2年に一遍、3年に一遍、いろんな地域によって違いますが、そういう点はかわった時点で自治会のほうに、JA西岡山ならこの人に鍵を預けとるとか、富士ベークさんならこの人に鍵を預けとるとかというような連絡というものをきちっと今後、常に災害が起こらなくても、もうきょうからでもそういう形をきちっととっていただきたいというふうに思います。そうしないと、おい、鍵をあけてくれえというて、例えば現場、現場というか、現地とやって判断すると全く違ってくると思う。そういう面では、早急にその辺をよく把握するように、それも指導もしていただきたいと。それでないと、せっかくこういういい訓練をされて、意識は持ってきょうる、まだまだ低いですけど、したということに対しては住民は意識を持つとということ是非常に効果があったということはいいことだと思いますんで、災害というものはいつ起きるかわからん。特に私言うのは、佐原の地区なんか与井の地区は、橋を渡るのではなく、日ごろ地元である程度山へ逃げれるような道を草刈りをして確保していくことが必要なんだということは地元の人と話をするときには言うんですけどね。へえで、そこへ高台をつくるというようなことをせんと、ただ避難勧告するまで待ちょうたんじやおえんけえというように、みずから逃げていく、みずから判断をするという意識をやっぱり住民が持たんと、自分の命は自分で守るのが鉄則でございますんで、そういうことをもう少し、なかなか地元でそういう話をしても伝わらんの、そちらのほうからこういう方法もあるんですよ、こういうやり方があるんですよというのを、何もかんもするから市が金をくれえ、補助金出してくれえ、やるけえというんじやなしに、やっぱり住民が意識を持たすというのは必要だろう。我々も、そういうて地元で言うんですけど、なかなか今まで

そういう災害がないけえ、意識が乏しいということが言えます。

それともう一点、こういう訓練をするときに、消防団に対してもう少し早く連絡をして、地元とかいろんな我々は出とんじゃけど消防団の人数が少なえがのというような不足も聞きましたんで、また会合行ったときに消防団が来てなかって、ある消防団の世話をしようる人が、森下さん、避難訓練があるのに、なぜ消防団はどういう仕事をすりゃあえんじゃとか、どがあなんじゃろうか、連絡がないんじゃということでも言われたんで、推進室にちょっと言うたと思うんですが、そういうことでこれからされるときにはそういう形を必ず巻き込んでやっていただくということでございます。その点どうですか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 前段のほうでは、みずからの判断でということ、自助の部分のことをいろいろご指摘をいただきました。ありがとうございます。もうまさにそのとおりだと思います。

それから、反省事項の消防団への連絡の件につきましては、消防団は团组织がございまして、团长から方面团长へ、それから分团へ、团员へというふうな组织ございまして、そのあたりの連絡が组织の部分と、それから地域の自主防災のコミュニティーの部分と我々区別して実は捉えておったということございまして、そのあたりの連絡が、タイミングがずれたというところに思いのちょっと違いがございましたので、今後はそういったことをしっかり連携を図りながらスムーズな運営ができるように努めてまいりたいと思います。

**委員（佐藤 豊君）** ちょっと関連するんですが、これは総務文教委員会のほうが適切かどうかわかりませんが、避難ということで、今回の東北の震災を教訓として全国的に防災意識も高まり、またその対策、対応ということを全国各市町村で取り組まれております。

その中で、何回か議会でも話をしたんですが、中学生のマンパワーというものの本当に生かしていくことも必要じゃないかというような指摘がありました。といいますのも、中学生になりますとかなりの力というか人間的パワー、それから考え、行動ができる、そういったマンパワーを本当に生かしていかなければならないということが東北の避難誘導にしても避難活動にしても大きな力になったという報道はもう皆さんもご存じだと思うんです。そういった意味で、学校では学校としての災害時の避難訓練、避難対応ということでの教育的な指導をされとると思うんですけれども、地域の住民の一人として、また地域の支え合いの一人として、中学生にそういった要援護者に対する対応、協力、応援、そういった学校サイドからの取り組みと、また日曜日の防災訓練という形で今回取り組まれてますので、クラブ等々いろんな諸事情で全員の中学生に参加してということは厳しいかもわかりませんが、ある程度の中学生の方に参加していただくとかという体制をとって、地域全員のやっば防災意識の向上、また中学生等々のパワーを最大限に生かしていく、今後の取り組みとして考えていったらどうかなというふうに思うんですけど、その点についてお考えがあれば教えてください。

さい。お答えください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** ご紹介いただきましたように、今回の東日本では、それからその以前の阪神・淡路でもそうだったと思うんですが、多くのボランティアの方たちの支えによって減災やそれから命が救われたということはもうご案内のとおりでございます。あらゆる民間のパワーを結集してこの災害に対応していくということは極めて重要なことでございます。中学生の防災教育については、もうご紹介のとおり、学校教育の中で指導を日ごろから行っております。それから、ボランティアの部分ですが、これはもう防災の部分と直接関係ないわけで、そういった社会の困り事に対して力になっていくという考え方は、これはもう大変重要なことでございますので、防災面からもこれ今後今のご提言、参考にさせていただきながら関係機関とも協議をしていきたい、このように思います。

**委員（佐藤 豊君）** 終わります。

**委員長（上野安是君）** 傍聴されてる三輪議員から発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

#### 〈異議なし〉

**委員外議員（三輪順治君）** ありがとうございます。

それでは、3点お聞かせ願いたいと思います。

まず1点目です。私も、当日行きましたけど、まず率直な私の気持ちとして、当日2階の会場で意見交換とか反省会があったんですが、理事者が対応されてなかったように私は見受けました。危機管理監とか、あるいはそれに補佐する方もいらっしゃったはずなのに、なぜ対応が管理者じゃなくてそういう担当課の担当者なのか、責任ある回答ができたのか、まずそれが1点。リスク管理に関連すんです。

それから2点目は、要支援者の避難については、今回訓練という位置づけですけども、検討ということで、訓練内容書いてありますが、具体的に浮かび上がった課題についてお聞かせください。

それから3点目は、先ほど委員のほうからありましたように、協定結んだ企業等があります。それはそれでいいんですが、結構だと思います。収容人数とかいざというときのリーダー、あるいは備蓄ですね、何人入って、誰が指示して、どういう例えば急に夜中に起きりゃあ冬寒いときじゃったら毛布が要るでしょう、それから食料や水も要るでしょう、そこらあたりどうなってるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 1点目の責任ある立場の者が反省会の会場にいなかったというご指摘でございます。

これにつきましては、実は会場の外のテントのところで災害対策本部を設置をしております。そこには、先ほどご承知のとおり、市長以下その災害対策メンバー構成員が、私も含めまして、そこで情報収集であったり、それから対応策であったりということを検討を常時やっておるという設定の中での訓練でございます、今回の訓練そのものが地域内でコミュニティの中で共助の課題を検討していただくということが一番の目的といたしますか、ポイントだったわけですが、そういった意味で、こちらのほうが議事進行を全て進めるんでなくて各自治会の会長さんのほうでお願いをしておったと、そういうふうな状況で、基本的には記録をする職員ということで配置を今回はしております。

それから、2点目の要援護者の支援の課題についてでございますが、車椅子がその地域に常備してないという状況が浮かび上がりまして、このあたりの対応策を今後考えていかなければならないなということが地元の中で、要支援者ですね、援護が必要な人に対するそういった整備も必要かというふうなことでございました。

それから、毛布とかそれから備蓄の関係で3点目でございますが、これにつきましてはこういったものがあるということで、今回はいろいろ備蓄品をありとあらゆるものを展示をしまして皆さんにご紹介をしました。そういったことで、現にあそこへは必要数をもちろん持っていつてはいませんが、災害時にはこういったその備蓄……。

**委員外議員（三輪順治君）** 避難所、避難所における考え方、それわかっただけですよ、避難所における考え方、市の考え方。協定結んどんでしょう。考えてないなら、これからでもええし。逃げてから、誰がリーダーになってどうすんかという。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 避難所への物資の搬入、備蓄ですね。これについては、市の備蓄倉庫のほうへ保管をしております、一括で保管をしておりますので、それをその避難所へ直ちにお届けをするという計画であります。

**委員外議員（三輪順治君）** まず、お時間済いません、1番の反省会の会場に理事者がいなかった理由は、今全体状況わかったんですが、実は私も現場へおまして、その答弁の中聞いて僕びっくりしたんですよ。一生懸命反省会の中で言われとるわけですが、それは広報にも載りましたが、この間。ところが、この言われた方誰とは言いませんが、こかあ逃げるところがにやあという言われたときに、おう、逃げるとかあにやあんじゃという市の方から言われるんですよ。こういう対応がありますかね。もう少し、ですから反省会、意見交換というのは、実際に市が想定したもの以上に市民の方、住民の方考えてらっしゃって、いろんな思いをぶつけてこられたわけですよ。ですから、そういう場に理事者は率先しておらんと、そして答弁しないと、私は、間接的に聞きになってはおるとは思うんですが、本当に厳しい声が出とったと思いますよ。これは、次回ぜひ改めていただきたいと私は思います。どうでしょうか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 実は、その後に、訓練終わりました地元の中でもさらに反省会といいますか、意見交換をされております。今自治連合会のほうからいただいた内容をちょっとご紹介させていただきます……。

**委員外議員（三輪順治君）** もう長くなったらいけんけえ、簡単に。次回へ反映してですかというて聞きよんです。次回現場においてですか、理事者は。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 次回。

**委員外議員（三輪順治君）** 次回の訓練のときに。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 今のお話でございますが、これにつきましては今後検討してまいるということで、ご理解いただきたいと思えます。

**委員外議員（三輪順治君）** 訓練の意味をやはり理事者の方はもう少し深く思い起こしてください。それが結局防災会議のメンバーにつながるわけでしょう。ですから、それは自主防災組織を育成するのにもええでしょうけど、訓練のせっかくの機会ですから、ぜひ私は実現してほしいと思えます。

それから、2番目の、次行きます。2番目でございます。

車椅子だけおっしゃったんですが、今回避難の要支援者に対しての名簿なんかの管理はどうされたんですかね。どなたが要支援者かというのは、いつどうやってどなたにお知らせしてどういう形でやられますか、ちょっと簡単にでいいですから。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 要支援者については、当日車椅子でそれぞれ自治会の方が押してこられたと思うんですけども、あらかじめ実際の援護、指導される方を今回の訓練に参加をしていただくというのは難しいという地元のお話もございまして、その援護が必要な方が仮に決めて今回は訓練を行ったということでございます。

**委員外議員（三輪順治君）** 関連してお聞きすんですけども、個人情報の問題今日いろいろと取り沙汰されます。特に内部障害等、余り知られたくない方もいらっしゃるね。そこらあたりデリケートな問題もあるんですが、1点聞きますが、これは既に審議会で答申を得られてるんでしょうか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 内部情報の障害者とか、それから知的障害者の方とかといった内部情報につきましては、データの集積につきましては決定をいただいとります。

**委員外議員（三輪順治君）** 問題は、いつどなたにお渡しして、どういう形で、その方を助けようというバックアップですね。これは、本当に地元にしてもらわにゃあいけんと思う。問題は、私も一番気にしとるのは、もう個人情報を越えて、いざとなったら、そんなことは関係ないと思う。でも、平常時の管理が問われるので、そこらあたり何か担当部署とされてはそういった要支援者の名簿を管理する具体的な方法といいますか、気をつけにゃあいけん点をどういう形でお渡しした方にお渡しされてますか。それとも、お渡しされてないん

ですか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 支援プランに従いまして、内部情報につきましては非常時にしか出しませんので、各地区には出しません。非常時には出しますが、それ以外は出しません。当然、訓練時も当然出しません。それから、個人情報を出してもよいという許可をいただいた人につきましては、各自治会のほうへ名簿を出すということになっております。

以上です。

**委員外議員（三輪順治君）** これは、もう全国的に大変悩ましい問題だと私思ってます。ですから、訓練が本番であるという訓練をしていかないと、訓練だから出さなかったからといって、本番になったらどうされます。慌てふためくだけです、地元も、市役所も。ですから、こういうことを利用して検証して問題点があればどうすりゃあええかということをお勧めしますので、審議会のほうちょっと答申を受けたんですか、それを受けたらちょっと違う質問、受けられましたか。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 各課で保存しとる内部情報を集めることについては、決定をいただいとります。

**委員外議員（三輪順治君）** じゃあ、その範囲でしたら、今の段階では提供できないということですね。そういうことでいいですね。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** はい、現在のところでは出せません。

**委員外議員（三輪順治君）** はい、わかりました。

じゃあ、質問変えます。

いずれにしても、先ほど委員さんからもおっしゃったように、ボランティアの方とか共助ですね、自助できない方を今お願いしとるわけですから、自助できない方をどうやって周りの方がサポートするかというのはもう極めて向こう三軒の話になるんです。したがって、そのときにはもう情報の通信システムとか何とかかんとかというそういうことじゃなくて、具体的にその人がその方をお助けする、さっき車椅子の問題ありましたけども、それをやっぱり実践的にやるのが訓練だと思いますんで、来年もし、小田川決壊でもいい、どっかおやりになる場所がありましたら、ぜひ突っ込んでそこを本当に検証してください。これ全国的にも大変悩ましい課題だと思います。ひとつよろしくこれはお願いしたいと思います。

それから、備蓄の関係は、市の備蓄倉庫に保管して運搬するとおっしゃったんですが、水が一气に出て搬送車両が通れない状況も想定されますよね。ですから、私は協定を組んだ今具体的に名前出ましたけど、そういうところに市のほうから倉庫の一室でもお借りして幾らかの備蓄品は準備しとかないと、いざというたら間に合わんと思うんです。そこらあたりのお考えどうでしょうか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** このことにつきましては、現在、先ほどご紹介しまし

たように、市のほうで支所、両支所ですね、と本庁のほうでこれを保管をしております。幾らかそれぞれの百三十数カ所もあるわけですけども、避難所がですね、そこへあらかじめ準備をしておいたらというご提言でございますが、ご提言として承っております。

以上です。

**委員外議員（三輪順治君）** 最後になります。

これは、十何年前の阪神・淡路大震災の被災者の方が出部におられまして、直接お聞きしました。まさにそういうライフラインが切れる、道路が寸断される、行こうにも行けない、情報もそうなんです。そのときに何が本当に助かるかというたら、そこに食べる物があり水があり、それでできたところ。ところが、今の想定では、検討はされるんですけども、一步踏み込んで、今ある備蓄品の分配ですね。そりゃあマックス量があるんでしょうけども、それはうまいこと協定の中の運用でお出しして、倉庫の余りたくさん平米数でなくてもいいですけどね、最低これぐらいは初期の対応として、毛布の1枚、それから段ボールにしてもご用意いただいて、水もそうですよ、それは僕は市のほうのいざというときのための体制としては必要じゃと思いますが、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 先ほど申しましたとおり、ご提言として承っております。

以上です。

**委員外議員（三輪順治君）** じゃあ、私も言い続けます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

〈なし〉

〈放課後児童クラブについて〉

**委員（西田久志君）** 放課後児童クラブについてのご質問の中ということで、2項目ほど質問させていただきます。

指導員の各運営委員会ですかね、放課後児童クラブの中の指導員の確保とその賃金について市のかかわり方について質問させていただきます。

私は、市が一定基準を設けて採用、確保すべきじゃないかなという考えのもと、指導員の採用について今現在ではどういうふうにかかわっておられるのか、お聞きします、まずそのことについて。それからもう一つは、発達障害児の受け入れについてを質問させていただきますが、まず確保ということの質問にお答えください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 各放課後児童クラブの指導員につきましては、それぞれ

運営形態とか就労条件の違いがありますので、実施主体であります各運営委員会において採用されております。児童クラブそのものは、もともと保護者の方や地域の皆さんの力でもって立ち上げられたものでありますので、ご理解を願いたいと思います。しかし、運営委員会から依頼がありましたら、市広報での募集をかけておりますし、また昨年度末から市が指導員を募り登録して、希望する児童クラブへ紹介する仕組みもつくったところでありまして、

以上です。

**委員（西田久志君）** ここへガイドラインということであるわけですが、まず各児童クラブに関しまして常時2人以上配置するという事になつてくるんですけど、その各児童クラブについて2名以上はもう確保はされとるわけですか、常時。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 現在でありますでしょうか。

**委員（西田久志君）** 現在、はい。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 現在のところ、2クラブについてはまだ1名という段階であります。

**委員（西田久志君）** それで、指導員は小学校もしくは中学校等の教員の資格、もしくは日本放課後児童指導員協会、または児童健全育成推進財団と認定するという事でございまして、そのそれぞれの資格を持って指導員はそれに採用さしようるわけなんですけど、それは必ずないといけんというもんですか、採用される指導員が。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 前言ちょっと訂正させていただきます。

先ほど2クラブと言いましたけど、申しわけありません、指導員は1名なんですけども、助手の方もいらっしゃいますので、今現在2名、全ての方が複数の指導員ということで、申しわけありません、訂正をさせていただきます。あくまでガイドラインでは、資格を有することが望ましいとしてますが、これにつきましては有資格者でないとだめだということではありません。

**委員（西田久志君）** はい、わかりました。

それで、資格者の中、そういうことで、生い立ち自体がそういう関係でなかなか市のほうがタッチできないという面があるということなんでしょうけれど、その中で2番目の質問もそうなんです。2番目の質問に入るわけなんですけど、発達障害児を受け入れることにつきましては、かなり難しいと思われるんですけど、このガイドラインの中には特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生、小学校4年生の場合は今も現在も通つとられるというの聞いておりますが、この特別支援学級の小学部の児童、要するにその子たちが井原市内における児童クラブに特に何地区かは行かれとるわけですか、入られとるわけですか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 今おっしゃられた特別支援学級の子供が児童クラブ入ってるかどうかというのは、実は把握はしておりません。でありますけど、この発達障害児の受



け入れですけれども、この指導員の確保などの受け入れの条件を整えば各運営委員会で受け入れを行っておられます。市のガイドラインにも、利用の希望がある場合には可能な限り受け入れに努めていただくようお願いをしております。市としては、その障害児を受け入れたクラブに対して増員となる指導員の財政的支援を行ってるという状況にあります。

それで、今現在井原と荏原、美星の3クラブにおいて障害児を受け入れられていますので、ここには1名ずつの専任指導員を雇用されているという状況にあります。

**委員（西田久志君）** はい、わかりました。

**委員長（上野安是君）** 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

### 〈異議なし〉

**委員外議員（三輪順治君）** このたびの社会保障と税の一体改革関連法との関連で、ちょっと最初に確認なのですが、その関連法の中に児童福祉法の改正がありますが、その中で、市町村は放課後児童健全育成事業を行うことができると、こういうふうな旨を、従来は市町村、社会福祉法人その他のものは、社会福祉法に定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる旨がありました。これがこういうふうに変更になりましたが、この放課後児童クラブはこの健全育成事業ということと同じことでしょうか。まず、最初に確認をさせていただきます。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** おっしゃるとおりであります。

**委員外議員（三輪順治君）** しかれば、法律の施行日をちょっと確認しておりませんが、新たな法律、改正法律によりますと、放課後児童クラブをめぐって、ちょっと一部読ませていただきますよ、市町村は放課後児童クラブの設備及び運営について条例で基準を定めなければならない、この場合においてその基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する、またあわせて従事する者及びその員数については、厚生省令で定める基準に従い定めなければならないとあります。これは、施行はいつでしょうか。そして、今放課後児童クラブは、先ほどおっしゃったように、井原市の場合はいろいろ地元のご事情もありましようけども、国はかなりそういう姿勢を強固にして、こりゃもう自公民三党一体で合意したものの法律なんです。ですから、今生きてまして施行されると思いますが、いつ施行ですか。そして、それを当てはめることが一遍にできなければ、弾力的といいますか、何らかの措置を講じにゃあいけんと思いますが、そこらあたりのお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 先ほど申されました情報につきましては、国のほうからは来ておりますが、施行日等については把握はしておりません。

**委員外議員（三輪順治君）** 来とん、ひな形が。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** いや、ひな形というか、その改正内容につきましては内容来ておりますけれども、施行日等につきましては掌握しておりません。

**委員外議員（三輪順治君）** そうすると、ことしの5月にお決めになったガイドラインからかなり踏み込まなければならぬ内容出てくるとは思いますけれども、どうでしょうか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** それについては、内容を見ましたところ、確かに言われたとおりに指導員についてはもうこの有資格者がいないと、条例化するということになってますので、今後それについて検討していかなければならないというふうには考えとります。

**委員外議員（三輪順治君）** 本日議題になっておりますが、指導員の確保と賃金ですね。それから、書いてないですが、保護者の負担額ですね。先般資料いただきましたけど、全市域にまたがっていろいろございます、月額の使用料がですね、使用料といいますか、保護者の負担額。これは、私はやっぱり同じ目的でおやりになる場合に、個々の事情はありますけれども、やっぱり市が基本的には実施責任を伴うと私は理解してますから、そういう意味でこういったところの是正を含めて考えるべきテーマであると思いますし、今回国のほうがそういう法改正して条例で定めると、こうなるとりますんで、できる前にまた当委員会に案をお示しいただけないでしょうか。委員長、そこらあたりを取り計らっていただきたいと思えます、この改正案に対する条例案。

**委員長（上野安是君）** 執行部のほう、どうでしょうか。

**健康福祉部長（大元一高君）** 先ほどお話しにありました法改正につきましては、このたび市のほうも国のほうから内容等を示されたところでありまして、また今後内容を十分精査して、対応を図っていかなければならないところはそういうふうに進めていきたいと思っておりますけれども、この条例とかそういうことにつきましてはちょっとまだ先になるかなというふうに思っておりますけれども、そういった時点には当然ご協議をさせていただきたいというふうに思います。

**委員外議員（三輪順治君）** この放課後児童クラブは、本当に地元の温かいスタッフによって運営されてますから、これはどうのこうのということはないんですが、ただ客観的に見て井原市が事業責任をやはり最終的に担うということであれば、先般の委員会も、きょうの委員会もそうですが、井原市としての最低限の基本は踏まえないといけないんで、しかしながら現場の対応もありますから時間もかかるとは思います。思いますけれども、事前にそういう周知を含めてやらないと、円滑なこの基本理念にそぐわなくなっちゃいけないので、特によろしくをお願いします。

そういうことで、私はこの放課後児童クラブの地域別保護者月額負担が余りにも格差があり、かつお働きになってる方の賃金格差もあるし、事故の件もありますから、2回続けて質問させていただきましたが、これは子供を育てる地域の力を本当にうまくお使いいただくためのルールというものを井原市が責任持ってつくっていただくことで保護者の方も安心されますので、ぜひよろしく検討され、時期がきましたら、この当委員会でご説明され、または各運営クラブのほうに当然何回も出向いてやっていただくと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

〈なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

〈なし〉

**委員長（上野安是君）** 以上で所管事務調査を終わります。

閉会に当たり、執行部より何かございましたらお願いいたします。

**副市長（三宅生一君）** 終わりに当たりまして一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりましていろいろなご議論をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。委員会の中で、ご意見あるいはご提言も賜りましたので、今後の行政を推進する上でこれを活用していきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

〈副議長挨拶〉

**委員長（上野安是君）** 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。ありがとうございました。